様式第十六号の三（第二十五条の五関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第63条の３第２項において準用する第52条第７号ロからホまでに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

様式第十七号（第二十六条の二の二関係）

（略）

様式第十八号（第二十六条の二の二関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第64条の２第１項第４号イからハまでに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

様式第二十号（第二十六条の三関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第５条第１項第２号から第８号まで及び第10号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

様式第十六号の三（第二十五条の五関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第63条の３第２項において準用する第52条第７号ロからニまでに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

様式第十七号（第二十六条の二関係）

（略）

様式第十八号（第二十六条の二関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第64条の２第１項第４号イ及びロに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

様式第二十号（第二十六条の三関係）

（Ａ４）

誓　　約　　書

私は、宅地建物取引業法第５条第１項第２号から第４号までに該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏　名　　印

国土交通大臣　　殿

（不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により鑑定評価等業務を適正に行うことができない者） **第二十一条の二**　法第十六条第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により鑑定評価等業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）